

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務(記載例)】

評価書番号	評価書名

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

(注意事項)

- ・既存の評価書に追記すべき事項を示した記載例です。
- ・令和9年4月のPMH医療費助成のデジタル庁からDX審査支払機構への移管等に伴う修正等を反映しています。
- ・記載例を元に既存の様式を修正するか、新規に作成ください。

特記事項

評価実施機関名

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

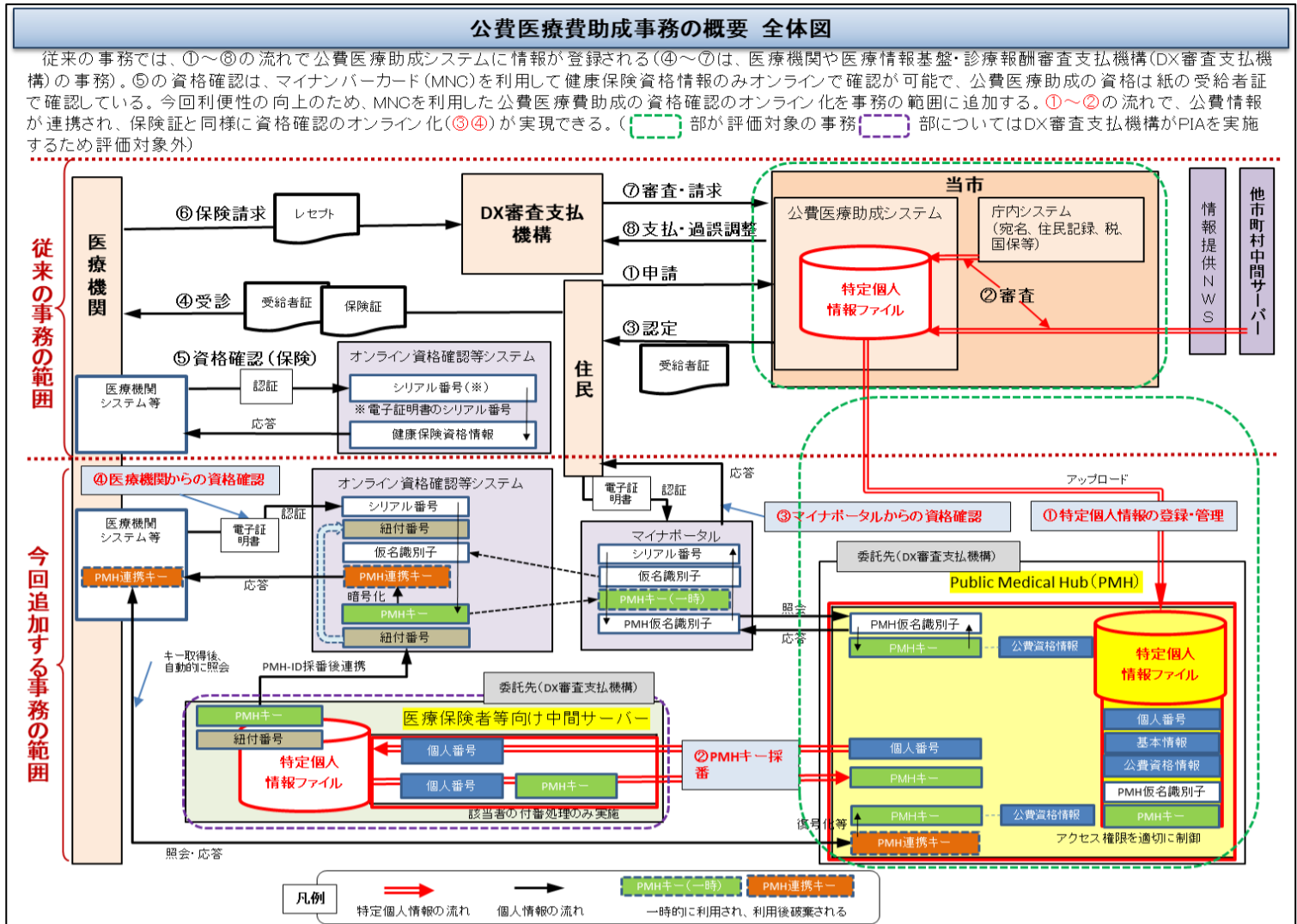
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
②事務の内容 ※	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	Public Medical Hub (PMH)
②システムの機能	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項を追記] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>①情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 本市区町村で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構(以下、「DX審査支払機構」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。</p> <p>②情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</p> <p>③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシ</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワー</p> <p>[] 宛名システム等</p> <p>[○] その他 (公費医療費助成システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー)</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>この記載欄には、評価対象の既存事務において、個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。各団体毎の既存の評価書の記載ぶりにより、PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠の記載が必要な場合には、「番号法19条6号」を記載ください。</p>

(別添1) 事務の内容



従前の評価書に記載している事務の内容にPublic Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る〇〇事務の内容を追加する。

(備考)

- ① 特定個人情報の登録・管理**
 - ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費医療資格情報等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
 - ・PMHへ登録された個人情報へのアクセスは適切に制御される。
- ② PMHキー採番**
 - ・PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- ③ マイナポータルからの資格確認**
 - ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーに仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子 (PMH仮名識別子) を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMHキーと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。)以降、マイナポータルからの資格確認が可能となる。
 - ・住民がマイナポータル経由で、自身の公費医療資格情報を確認する。
- ④ 医療機関からの資格確認**
 - ・オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMHキーを紐付けて、一時的に利用するためのPMH連携キーを暗号化して生成する。オンライン資格確認等システムは、PMHにPMH連携キーで公費医療費助成の資格情報を照会し、照会元となる医療機関システム等に同資格情報を応答する。(PMH連携キーは都度作成され、利用後に削除される。)以降、医療機関システム等を利用して受診者が、マイナンバーカードで認証し、同意する都度、資格確認が可能となる。
 - ・医療機関システム等(オンライン資格確認端末)を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで医療機関は、公費医療資格情報の確認(閲覧/取得)が可能となり、医療機関は、必要に応じて医療機関システム等(電子カルテ、電子レセプトなど)の医療機関システムに同資格情報の取込みを行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

2. 基本情報	
④記録される項目	<p>[] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<p>・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報</p> <p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成 [<input type="checkbox"/>] その他 (事務>)</p> <p>・医療助成資格情報</p>
その妥当性	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが、外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。</p> <p>・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが、外部と情報連携するために必要となる。</p>
全ての記録項目	(別添2)ファイル記録項目 を参照
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<p>[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (医療機関、DX審査支払機構) [] その他 ()</p>
②入手方法	<p>[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>・医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDの採番時のデータを入手するため記載 [<input type="checkbox"/>] その他 (医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル)</p>

再 委 託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾	
	⑨再委託事項	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)の運用保守 ・PMHキーの採番 (PMHキーの払い出しや保有、送付) ・PMHキーを介した医療機関システム・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMHキーを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・DX審査支払機構や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
③消去方法	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市区町村の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・本市区町村の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。

<Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目>

(1)対象者情報

- ・個人番号
- ・PMHキー
- ・PMH仮名識別子
- ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
- ・自治体コード
- ・自治体業務ID
- ・連携ファイル名
- ・連携日時
- ・連携処理ステータス/エラー内容
- ・制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

(2)ユーザー情報

- ・機関マスタID
- ・機関ユーザーID
- ・メールアドレス
- ・ユーザー氏名
- ・ユーザー区分
- ・ユーザー権限ID
- ・個人番号閲覧可能フラグ
- ・ユーザー削除フラグ

(3)医療助成資格情報

- ・受給者証種別ID
- ・受給者証名
- ・受給者証ID
- ・受給者証券面情報
- ・受給者証項目情報
- ・表示順番号
- ・公費ID
- ・区分
- ・公費負担者番号
- ・公費受給者番号
- ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- ・有効期間
- ・強制失効日
- ・医療機関コード
- ・指定医療機関情報

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・「生年月日等をチェックすることで紐付け誤りを防止する機能(以下、「紐付け誤り防止機能」という。)により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。
その他の措置の内容	—
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。 ・紐付け誤り防止機能により、誤った情報が紐付けられるリスクを低減する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	
その他の措置の内容	—
リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Public Medical Hub (PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。本市区町村は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、業務外での使用を防止する。</p> <p>各団体のセキュリティポリシー等の規定や、ネットワーク構成により記載が異なります。 各団体毎記載例を参考に記載ください。</p>
<p>リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・本市区町村の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。</p> <p>外部記録媒体を利用する場合は、下記記載例を参考に追記ください。 ・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・外部記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・外部記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		委託契約書の記載事項は、各団体の番号法担当課及び契約担当部門などとの調整で変更となることが想定されますので、記載例は参考となります。
情報保護管理体制の確認	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 本市区町村は、Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いをDX審査支払機構に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に基づき、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	例えば、DX審査支払機構から各市区町村に対し、情報保護管理体制に関するレポートを提示し、そのレポートの確認を以て事前確認することなどを想定しています。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[<input type="checkbox"/> 制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・本市区町村がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先(PMHキー採番や運用保守)のみに付与される。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMHキー採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。	
特定個人情報の提供ルール	[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・本市区町村は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。	
特定個人情報の消去ルール	[<input type="checkbox"/> 定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、本市区町村は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[]	<選択肢>
②安全管理体制	[]	<p>※Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る〇〇事務においては、情報提供ネットワークシステムとの接続は行わない。「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」の項目全般については、既存事務の部分で記載してください。</p>
③安全管理規程	[]	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[]	
⑤物理的対策	[]	
具体的な対策の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>外部記録媒体を利用する場合は、下記記載例を参考に追記ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業に用いる外部記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる外部記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 	
⑥技術的対策	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・DX審査支払機構や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・本市区町村の端末とPublic Medical Hub (PMH)との通信はL2VPN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。 <p>外部記録媒体を利用する場合は、下記記載例を参考に追記ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 	

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[<input checked="" type="checkbox"/> 定めている] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
手順の内容	<p>[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載]</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px; background-color: #f8d7da;"> <p>外部記録媒体を利用する場合は、下記記載例を参考に追記ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 </div>

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。
②監査	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っていない 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。
3. その他のリスク対策	
[※既存又は新規の評価書に以下事項の追記・記載] <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	